

山形県公報

平成16年1月9日(金) 第1506号

······

毎 週 火・金 曜 日 発 行

	次
$\boldsymbol{\vdash}$	//

告 示

生活保護法による指定医療機関の指定			(俊	建康福祉	上企画記	淉)	13
生活保護法による指定介護機関の指定			([=])	.同
民有保安林指定の予定				. (森	林言	淉)	14
農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林	はの通知			. (同)	.同
農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林	はの通知			. (同)	.16
開発行為に関する工事の完了			(村山絲	給合支庁	「建築詞	淉)	同
同			(同)	.17
	公	告					
特定非営利活動法人の設立の認証の申請		(村山総合式	を定する	1振興記	淉)	同
監査結果措置状況の公表				.(監)	查委员	員)	同

告示

山形県告示第11号

0

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。 平成16年1月9日

山形県知事 髙 橋 和 雄

	指	定	医	療	機	関	の	名	称		指定医療機関の所在地 指定年月日	
青		葉		歯		科		医		院	新庄市末広町14番61号 平成15.12.1	1
東	ì	海	林		歯	Ŧ	斗	医		院	東村山郡中山町大字長崎326番地 同	
ま	つ	ŧ	整开	形夕	入科	ク	IJ	=	ッ	ク	村山市楯岡新町三丁目34番27号 同 12.5	5
消化	化器	科・「	内科	井	上	ク	IJ	=	ツ	ク	山形市北町三丁目7番1号 同	
レ	Ŧ	ン	調	剤	薬	E F	=	北	町	店	同 北町三丁目7番4号 同 12.8	8
ısı	Ľ	j.	U	ま	Ė	E Kj	科	[医	院	東田川郡藤島町藤浪四丁目101番 6 号 同 12.18	8

山形県告示第12号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。 平成16年1月9日

山形県知事 髙 橋 和 雄

指定介護機関の名称	施設又は実施 する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日		
労協センター事業団 ヘル パーステーション「わかば」	訪問介護	酒田市本町一丁目4番1号	平成15.11.28		
あい在宅福祉サービス	訪問介護	山形市七日町三丁目1番9号	同 12.1		
介護老人保健施設ほのか	介護老人保健施設 短期入所療養介護 通所リハビリテーション	東田川郡三川町押切新田字深田 1 番地	同		
山辺町社会福祉協議会 居宅 介護支援事業所	居宅介護支援	東村山郡山辺町大字山辺1307番地の 1	同 12.8		
山辺町社会福祉協議会 訪問 介護事業所	訪 問 介 護	同	同		
グループホームあじさい	痴 呆 対 応 型 共同生活介護	西村山郡大江町本郷丁10番地の1	同 12.9		
ケアプラン言葉の翼	居宅介護支援	山形市高原町971番地の45	同 12.15		
デイサービス言葉の翼	通所介護	同	同		

山形県告示第13号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。 平成16年1月9日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 保安林予定森林の所在場所

飽海郡八幡町下青沢字大沢内164 - 5、164 - 8から164 - 17まで、164 - 19から164 - 22まで、222、224、235、238から240まで、245、252、256、257、261、270、276から278まで、281、字日潟 1 - 1から 1 - 3まで、3,4、8 - 13、8 - 16、8 - 17、25

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び八幡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第14号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成16年1月9日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 (1) 保安林予定森林の所在場所

西村山郡朝日町大字立木字赤松・字丹後山・字カキカ山・字三本楢・字八ノ木立・字大穴峯・字上ミクラ・字白松山・字トヤカ原(以上9字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(4) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字八ノ木立・字大穴峯・字赤松・字トヤカ原(以上4字について次の図に示す部分に限る。)・字上ミクラ・字白松山

(中) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字丹後山・字三本楢・字八ノ木立・字大穴峯・字赤松・字トヤカ原(以上6字について次の図に示す

- (^) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

部分に限る。)・字カキカ山

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所

山形市大字山寺字甲・字大道沢・字五和沢・字二和沢・字関沢・字北ノ作・字一ノ作・字二ノ作・大字大森字高沢縄・大字高沢字黒森・字瀬ノ原・大字下東山字鎌沢・大字上東山字中沢・字戸沢(以上14字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (4) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 字大道沢・字鎌沢・字戸沢(以上3字について次の図に示す部分に限る。)
- (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字甲・字二和沢・字関沢・字高沢縄・字黒森・字瀬ノ原・字鎌沢・字中沢・字戸沢(以上9字について次の図に示す部分に限る。)
- (^) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3 (1) 保安林予定森林の所在場所

村山市大字林崎字狸株・字三沢・大字楯岡字三沢山・字甑嶽山・字蟻山・大字櫤山字三沢山・字アンジャ・字防平・字甑岳・字雨沼・大字湯沢字柳平(以上11字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (4) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 大字櫤山字三沢山・字アンジャ・字防平(以上3字について次の図に示す部分に限る。)
- (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字三沢・大字楯岡字三沢山・字蟻山・大字櫤山字三沢山・字アンジャ・字甑岳・字雨沼(以上7字について次の図に示す部分に限る。)・字甑嶽山
- (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4 (1) 保安林予定森林の所在場所

山形市大字前田字千歳山・大字平清水字千歳山・字丸山・字高戸屋・字日陰山(以上5字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林指定の目的

十砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (イ) 主伐は、択伐による。
- (中) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第15号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成16年1月9日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 解除予定保安林の所在場所

長井市平野字西栃平下4172 - 59・4172 - 60 (以上2筆国有林。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 保安林解除の理由

公共施設用地とするため

山形県告示第16号

次の開発行為は、完了した。

平成16年1月9日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 許可番号

平成15年11月19日 指令村総建第5020号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

村山市楯岡北町二丁目308 - 7、308 - 8、308 - 9、309 - 1、309 - 2、309 - 4、309 - 5、309 - 6、309 - 7、309 - 8、309 - 9、309 - 10、310 - 1、310 - 2、311 - 1、311 - 2、311 - 3、311 - 4、312 - 1、312 - 2、313、314 - 1、314 - 2、314 - 3、314 - 4、315 - 1、315 - 2、315 - 3、315 - 4、315 - 5、315 - 6、316 - 2、316 - 3、316 - 7、316 - 8、316 - 9、316 - 10、323 - 1、323 - 2、323 - 5、323 - 7、323 - 8、324 - 1、324 - 2、324 - 3、324 - 4、325 - 1、325 - 4、325 - 5、326 - 2、326 - 4、327 - 1、327 - 2、328 - 1、328 - 3、328 - 4、329 - 1、329 - 2、335 - 6、372 - 1、372 - 2、372 - 3、372 - 4、373、374 - 4、374 - 5、374 - 6、374 - 7、375 - 3、375 - 4、375 - 5、375 - 8、375 - 9、375 - 10、375 - 11、375 - 12、375 - 13、375 - 14、375 - 15、375 - 16、375 - 17、375 - 18、375 - 19、375 - 20、375 - 21、375 - 22、375 - 23、375 - 24、375 - 25、375 - 26、1,612 - 2、1,613 - 1、1,613 - 2、3,225 - 1、3,226 - 1、3,226 - 2、3,226 - 5、3,226 - 6

村山市大字湯沢字白坂1,825 - 1の一部

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

村山市

村山市中央一丁目3番6号村山市土地開発公社

山形県告示第17号

次の開発行為は、完了した。

平成16年1月9日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 許可番号

平成15年12月18日 指令村総建第5026号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

村山市大字櫤山字細田3034、3045、字金谷原3031 - 2、3031 - 4、3047 - 3、3047 - 7、3047 - 9、3047 - 10、3073、3075 - 2、4610 - 1、4610 - 5、4610 - 6、4610 - 9、4610 - 19、4610 - 20、字西山4614 - 17

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

村山市大字櫤山字金谷原3073番地

株式会社 村山自動車学校

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年1月9日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 申請のあった年月日

平成15年12月16日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名 称

特定非営利活動法人 やまびこ

(2) 代表者の氏名

渡邉 雅継

(3) 主たる事務所の所在地

山形市美畑町13番14号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、要介護認定者に対して、介護に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、山形県知事から、平成15年11月14日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成16年1月9日

山形県監査委員 鈴 木 正 法 山形県監査委員 広 谷 五郎左工門 井 山形県監査委員 櫻 山形県監査委員 濱 ⊞ 宗

	監	查	対	象	機	関		指	摘	事	項	措	置	Ø	内	容
観		光	振		興		課	旅費の いるもの		が著し [、]	く遅延して		チェッ			理手順を実してま

最	上	総	合	支	庁	総	務	企	画	部	旅費の精算事務が著しく遅延しているものがある。	旅行伺、行事予定表、公用車使用 簿、旅費執行状況一覧表等の関係書 類を定期的に照合し、事務処理状況 の確認を徹底し再発防止に努めてま いります。
最	上	総	合	支	庁	産	業	経	済	部	工事請負契約において、別発注と すべきものを変更契約で対応してい るものがある。	今後、工事請負契約の変更に当 たっては、目的や内容を十分精査し て適正な契約事務に努めてまいりま す。
置	賜	総	合	支	庁	総	務	企	画	部	旅費の精算事務が著しく遅延して いるものがある。	複数職員による関係職員の突合頻 度を高めて行うことにより、旅行命 令管理を徹底し再発防止を図ってま いります。
情		幸	Ę		企		匪	<u> </u>		課	補助金の交付決定に係る事務手続 において、決裁権者を誤ったものが ある。	山形県事務代決及び専決事務に関する規程並びに山形県財務規則等を 遵守するよう、課内研修を実施する とともに、今後とも適正な執行に努 めてまいります。